



Best Author 賞(JWS Best Author Award)新設のお知らせ

本会では、本年10月8日開催の理事会にて、会誌掲載の記事を対象に Best Author 賞を新設することを決めました。会員各位からの推薦を募集いたします。

本年第1号(1月号)から第8号(12月号)までに会誌に掲載された記事の中から優秀と認められるものを、巻号、題名、著者、推薦理由を記して、1編、編集委員会宛て推薦下さい。

【賞の概要】

会誌「溶接学会誌」に発表された記事のうち、特に多数の会員の研鑽、及び、学術、技術の向上、普及に貢献した記事の著者に授与される。

【選考委員】

同賞選定委員会

委員長：会誌編集委員長

委員：編集委員より数名(各分野代表+総合企画+副委員長)

【選考方法】

会誌編集委員および会員モニタの推薦による記事の中から選定委員会で選定する。

【選考基準】

溶接学会誌の本年第1号(1月号)から第8号(12月号)までに掲載された記事の中から、優秀と認められるものを、原則として毎年数編以内選定する。

【表彰等】

4月通常総会席上で表彰。賞状の贈呈。

【推薦書送付先】

(社)溶接学会 編集委員会宛

「溶接学会フェロー」について

本会では、溶接・接合の分野で貢献された会員の方々に對し、その貢献を称えるとともに、その貢献がより多くの方々に周知され社会的認知度を高めることを目的として、平成15年度より、フェロー制度を設けました。

制度の内容は、前述の目的に基づき、当該分野で学術的または産業的発展・普及・振興などに著しい貢献をされた会員の方に「溶接学会フェロー」の称号をお贈りするものです。フェロー認定者は高い見識と責任感を持ち国際社会において溶接工学の専門家の代表として活躍されることが期待されております。

平成15年度溶接学会フェロー候補者推薦要領

1. 候補者の対象

次のいずれかにおいて著しい貢献がある本会正会員とする。

- (1)正員歴10年以上で、それまで溶接・接合に関する工学・技術の分野で特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の会員
- (2)正員歴15年以上で、それまで社会あるいは本会の発展に特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の会員

2. 推薦者の条件

- (1)推薦は、各支部長、常設の9研究委員会各委員長または理事からの推薦者をもって行う。

3. 推薦手続

- (1)フェロー候補者の推薦は、推薦状が期日までに学会に受理されることにより成立する。

- (2)推薦者は、「フェロー候補者推薦状」に必要事項を記載し、学会宛に期日までに提出する。

注) 上述推薦状の写しを電子メールにて提出することとする。

※フェロー候補者を推薦される方は、学会事務局に推薦状（様式見本）を請求ください。様式見本および推薦状記載の手引きをご参照ください。推薦状のサイズはA4判としますが、見本にある必要事項を満たしていれば様式は問いません。

※選考は、原則として推薦状のみに基づいて行われますので、推薦状は、候補者の対象業績が的確かつ明瞭に記述されたものとなるよう十分にご配慮のうえご作成ください。

4. 推薦締切日

平成15年12月31日（水）事務局必着とする。

5. 選考方法

学会内にフェロー選考委員会を設け、候補者を選考し、理事会において決定する。なお、選考の過程で、推薦者または候補者に照会する場合がありますので、予めご承知おさください。

6. フェローの認定・その他

平成16年4月の第72回総会において認定状を贈呈する。フェローの資格は会員の資格を有する限り継続する。

[推薦状請求先・提出先・照会先]

(社) 溶接学会 フェロー選考委員会
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-11
E-mail: jws-ms@t3.rim.or.jp Tel(03)3253-0488
Fax(03)3253-3059

溶接学会フェローに関する規定

平成15年10月8日制定

(目的)

第1条 溶接・接合に関する工学・技術と社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者に溶接学会フェロー（以下フェローと略す）の称号を与え、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

(フェロー候補資格)

第2条 フェローの称号を受ける資格は原則として各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 正員歴10年以上で、それまで溶接・接合に関する工学・技術の分野で特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の会員
- (2) 正員歴15年以上で、それまで社会あるいは本会の発展に特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の会員

(推薦方法)

第3条 フェローの称号は推薦により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによるものとする。

- (1) 本会の支部長または各種研究委員会委員長からの推薦

(2) 本会の理事からの推薦

(推薦の時期)

第4条 申請にあたっては、推薦者は毎年12月末日までに所定の推薦書により会長に申し出るものとする。

(選考方法)

第5条 フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を理事会の直属機関として設ける。選考基準および選考方法は別に定める。

(認定)

第6条 フェローは、フェロー選考委員会の選考結果報告に基づき、理事会の議決により認定し、溶接学会フェローの称号を授与する。
フェロー認定証を春の総会において贈呈する。

(フェローの数)

第7条 フェローの数は、正員会員数の5%を上限基準とする。

(任務)

第8条 フェローの称号を得た会員は、溶接・接合工学の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、溶接・接合工学ならびに技術の発展に勝れて寄与するとともに、本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(財政支援)

第9条 フェローの称号を得た会員は、毎年会費とは別に会費相当額以上を寄付することにより、本会の若手育成および諸活動を財政的にも支えることが強く期待される。

(フェローの返上)

第10条 フェローとしての任務遂行が不可能となったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(付則)

- 1 本規定および第5条による選考委員会の改廃は、理事会の決議により実施する。
- 2 本規定は平成15年10月8日から施行する。

以上